

第3章 土壌・地下水汚染

1 概況

土壌が有害物質に汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取すること、汚染土壌から溶出した有害物質を含んだ地下水を飲用することなどにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがある。また、土壌及び地下水は一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染の原因となるなど、その態様は河川等の水質汚濁や大気汚染とは異なっている。

このため、環境基本法では、土壌及び地下水の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として環境基準を定めている。

土壌の汚染に係る環境基準（カドミウム始め 29 項目）は、汚染が自然的原因であることが明らかな場所及び廃棄物の埋立地等を除く土壌に適用されている。

地下水の水質汚濁については、カドミウム始め 28 項目の環境基準値が設定されており、この環境基準はすべての地下水に適用されている。

2 地下水水質調査

(1) 概要

地下水の水質の監視については、水質汚濁防止法の規定により愛知県知事が定める測定計画に基づき、地下水質の概況調査等を実施している。

令和5年度は、未把握の地下水汚染を発見することを目的としたメッシュ調査を1地点で実施するとともに、これまでの調査や報告等により判明した地下水汚染の動向等を把握することを目的とした定期モニタリング（継続監視）調査を10地区で実施した。調査地点を図3-1に示す。

(2) 概況（メッシュ）調査の結果

令和5年度は、下津町地内にて、地下水環境基準が定められているカドミウム等27項目について調査を実施した。結果は全ての項目で環境基準に適合した。結果の詳細は資料編3-1(1)に示す。

(3) 定期モニタリング調査の結果

定期モニタリング調査の結果を表3-1に示す。令和5年度は、鷹来町地内、内津町字南山地内、内津町字北山地内、坂下町地内及び高蔵寺町地内の計6井戸で環境基準値を超過し、そのうち5井戸は前年度以前から基準値超過が継続している。新たに基準値を超過した1井戸については周辺井戸での調査を行い、汚染の拡散がないことを確認した。結果の詳細は資料編3-1(2)に示す。

(4) 汚染井戸周辺地区調査の結果

定期モニタリング調査により汚染が判明した井戸（坂下町地内）の周辺を調査。環境基準を超過する井戸はなく、地下水汚染の広がり確認されなかった。結果の詳細は資料編3-1(3)に示す。

(5) PFOS 及び PFOA の地下水水質調査の結果

春日井市水道事業者において、町屋第 3 水源（鷹来町地内）及び町屋第 6 水源（大手町地内）井戸で、水道水の水質管理目標設定項目の暫定目標値を超過するペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) が検出し、令和 4 年 9 月同内容が公表された。市はこれを受け、周辺の井戸所有者に対し情報提供を実施している。

5 年度も水源周辺井戸の水質調査を 6 井戸で実施し、結果は鷹来町地内の 1 井戸で暫定目標値（暫定指針値）を前年度に引き続き超過した。結果の詳細は資料編 3-1(4)に示す。市は 5 年度以降、継続的に地下水水質調査を実施している。

表 3-1 定期モニタリング調査の結果

地区	井戸数	調査項目	調査結果
牛山町地内	2	揮発性有機化合物	基準適合
鷹来町地内	5	鉛、ひ素、ふっ素、ほう素	1 井戸超過
神屋町地内	1	水銀	基準適合
稲口町周辺	1	揮発性有機化合物	基準適合
気噴町地内	1	揮発性有機化合物	基準適合
内津町字北山地内	2	ひ素	1 井戸超過
内津町字南山地内	1	ひ素	1 井戸超過
御幸町地内	1	六価クロム、ほう素	基準適合
坂下町地内	2	水銀、アルキル水銀	2 井戸超過
高蔵寺町地内	2	ひ素、ふっ素	1 井戸超過

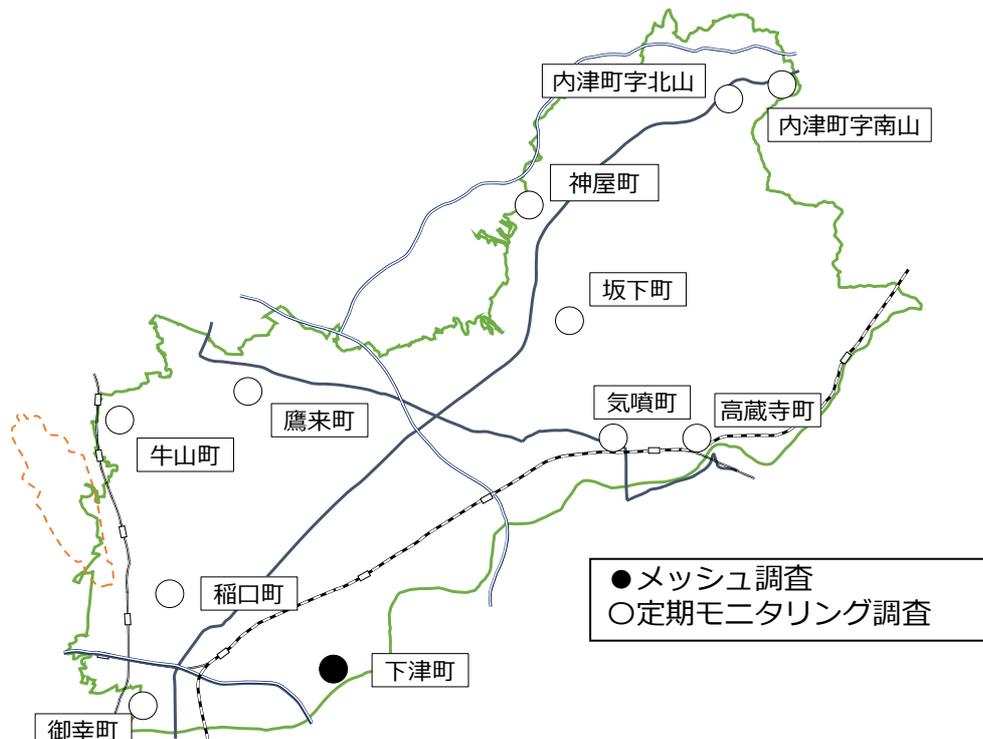


図 3-1 地下水水質調査地点

3 土壤汚染対策

(1) 土壤汚染対策の規制の概要

土壤汚染対策法（以下、法という。）の目的は、土壤汚染による人の健康被害を防止することであり、土壤汚染を見つけ、公に知らせ、また、健康被害が生じる恐れがある土地は汚染の除去等の措置を行う仕組みを定めている。また、改正により、調査のきっかけを増やすことや、適切なリスク管理を推進するために見直している。

県条例では、特定有害物質等取扱事業者に対し、土壤・地下水汚染の未然防止義務、廃止時における土壤・地下水調査の義務等を定めている。また、法及び県条例の規定により汚染が明らかになったときは、生活環境に係る被害が生じることを防止するため、汚染の拡散防止のための措置等を行うことを義務付けている。

市条例では、有害物質使用特定施設設置者に対し、建物等の除却時の調査及び土地の売却時における土壤汚染等調査の義務について定めている。

また、市では、春日井市土砂等の埋立て等に関する条例を制定し、土壤汚染を未然に防止するため、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止、土砂等を搬入して埋立て等を行う一定規模以上の事業に関する計画の届出などに関する規定を定めている。

(2) 土壤汚染対策法に基づく報告等の状況

市では、法に規定されている報告等の受理、審査、指導等を実施している。令和5年度における法の施行状況を表3-2に、有害物質使用特定施設の廃止事業場数及び形質変更時要届出区域の区域数を表3-3に示す。法に基づく調査・報告により、市内で新たに判明した土壤の汚染は、5年度にはなかった。

有害物質使用特定施設の廃止は2件届出され、土壤汚染状況調査の一時的免除の申請を2件受けている。

一定規模以上の土地の形質の変更は20件届出された。また、土壤汚染状況調査を一時的に免除する土地における形質変更が1件届出され、市は法の規定により調査報告命令を発出している。

また、市内の形質変更時要届出区域について、5年度末時点において、前年から変わらず、4区域である。

表 3-2 土壤汚染対策法施行状況

種類	数
土壤汚染状況調査結果の報告 (第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項) (報告件数)	0
土壤汚染状況調査の一時的免除 (申請件数)	2
一定の規模以上の土地の形質の変更 (届出件数)	20
土壤汚染状況調査を一時的に免除する土地 における形質変更に対する調査報告命令及 びその報告 (第 3 条第 8 項) (発出件数)	1
形質変更する土地に土壤汚染のおそれがある と認めるときの調査報告命令及びその報告 (第 4 条第 3 項) (発出件数)	0
土壤汚染により健康被害が生ずるおそれ があると認めるときの調査報告命令 (発出件数)	0
土地利用状況報告書 (事業場数)	30
形質変更時要届出区域内における土地 の形質の変更 (届出・申請件数)	0
汚染土壤の区域外搬出 (届出件数)	0

表 3-3 有害物質使用特定施設の廃止事業場数及び形質変更時要届出区域の区域数

種類	数
【法第 3 条の調査契機】 有害物質使用特定施設の廃止 (事業場数)	2
令和 5 年度末の形質変更時要届出区域 (区域数)	4

(3) 県条例に基づく報告等の状況

令和 5 年度における県条例の施行状況を表 3-4 に示す。

市内で新たに判明した汚染について、県条例に基づく土壤又は地下水の汚染の状況等の報告が 1 件あり、土壤汚染等処理計画書が提出された。

表 3-4 県条例に基づく報告等件数

報告等の種類	件数
土壤汚染等調査結果報告・土壤又は地下水の汚染の状況等の報告	1
過去の特定有害物質等取扱事業所等設置状況調査結果の報告	20
土壤又は地下水の汚染の状況等の届出 (汚染の状況及び応急措置内容の届出)	0
汚染の除去等の措置命令の発出	0
土壤汚染等処理計画書の提出	1
汚染の除去等の措置完了の届出	0

(4) 市条例に基づく報告等の状況

令和5年度における市条例に基づく土壌汚染等調査結果の報告等を表3-5に示す。建物除却時等の調査結果の報告はなかった。

表3-5 市条例に基づく報告等件数

報告等の種類	件数
土壌汚染等調査結果報告	1
土壌汚染等調査の猶予	0
是正措置勧告の発出	0
土地利用状況報告書（事業場数）	2

(5) 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に基づく届出等の状況

令和5年度における特定事業の計画に係る届出等を表3-6に示す。届出等の総件数は178件であり、土砂等の埋立て等を新たに開始する際の届出となる特定事業の計画に係る届出が15件あった。なお、土砂等搬入届出が98件あるが、土砂等の発生元ごとや同一発生元であっても土砂等の量が5,000m³ごとに提出が必要であるため件数が増えている。

表3-6 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に基づく届出等件数

届出等の種類	件数
特定事業の計画に係る届出	15
周辺住民説明状況報告書	19
土砂等搬入届出	98
特定事業変更届出	33
承継届出	0
特定事業完了届出	13
調査、一時停止又は措置命令の発出	0